

令和七年第四回区議会定例会提出予定議案（件名）

○ 令和七年度中央区一般会計補正予算

○ 例▽ 九件

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

○ 中央区印鑑条例の一部を改正する条例

○ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

○ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

○ 中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 契約▽ 二件

○ 中央区役所本庁舎照明設備改修工事請負契約

○ 特別養護老人ホームマイホームはるみ等複合施設照明設備改修工事請負契約

△その他▽ 三件

- 指定管理者の指定について（区立中央会館）
- 指定管理者の指定について（区立総合スポーツセンター等体育施設）
- 指定管理者の指定について（区立月島運動場）

△報告▽ 一件

- 和解に関する専決処分の報告について

追加が予定される議案

△条例▽ 一件

- 中央区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

△人事▽ 二件

- 中央区副区長の選任同意について
- 中央区教育委員会委員の任命同意について

令和7年度 中央区一般会計11月補正予算計上額総括表

歳 入		補正額	計	△ 予 算 ▽ 一 件
款	補正前の額			
1 特 別 区 税	40,378,471		40,378,471	
2 地 方 譲 与 税	398,000		398,000	
3 利 子 割 交 付 金	396,000		396,000	
4 配 当 割 交 付 金	879,000		879,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	854,000		854,000	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	11,040,000		11,040,000	
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		1	
8 環 境 性 能 割 交 付 金	157,000		157,000	
9 地 方 特 例 交 付 金	104,000		104,000	
10 特 別 区 交 付 金	24,000,000		24,000,000	
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	26,000		26,000	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	491,013		491,013	
13 使 用 料 及 び 手 数 料	10,808,894		10,808,894	
14 国 庫 支 出 金	34,300,895		34,300,895	
15 都 支 出 金	14,322,694		14,322,694	
16 財 产 収 入	1,342,107		1,342,107	
17 寄 附 金	174,559		174,559	
18 繰 入 金	15,557,512	△ 91,156	15,466,356	
19 繰 越 金	1,149,652	9,100	1,158,752	
20 諸 収 入	6,680,216		6,680,216	
21 特 別 区 債	699,000		699,000	
合 計	163,759,014	△ 82,056	163,676,958	

令和七年第四回区議会定例会提出予定議案（説明）

歳 出		補正額	計	△ 予 算 ▽ 一 件
款	補正前の額			
1 議 会 費	684,912		684,912	
2 企 画 費	8,176,457		8,176,457	
3 総 務 費	8,192,563		8,192,563	
4 区 民 費	14,945,301		14,945,301	
5 福 祉 保 健 費	51,287,056		51,287,056	
6 環 境 土 木 費	11,813,094	△ 82,056	11,731,038	
7 都 市 整 備 費	34,585,904		34,585,904	
8 教 育 費	21,491,546		21,491,546	
9 公 債 費	1,826,070		1,826,070	
10 諸 支 出 金	10,606,111		10,606,111	
11 予 備 費	150,000		150,000	
合 計	163,759,014	△ 82,056	163,676,958	

## 繰 越 明 許 費

### 《追加》

款	項	事 業 名	金 額
5 福祉保健費	2 児童福祉費	築地児童館の改修	344,326 千円
		民間学童クラブに対する助成	26,175
6 環境土木費	2 土木費	日本橋船着場の移転整備	8,000
		公園・児童遊園の改修	60,700
7 都市整備費	1 都市整備費	築地住宅の改修	157,204
合 計			596,405

## 債務負担行為

### 《追加》

事 項	期 間	限 度 額
豊海区民館の改築	令和8年度	320,650 千円
日本橋船着場の移転整備	令和8年度	34,731
築地川公園多目的広場の改修	令和8年度	91,156

八 条 例▽ 九件

○ 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
個人番号を利用することができますが、個人番号を利用することができる事務を次のとおり追加するものである。

（公布の日から施行）

事務	特定個人情報
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務	国民健康保険給付の支給に関する情報

○ 中央区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員に支給する通勤手当の支給限度額の引上げ等をするものである。

（令和八年四月一日施行）

一 通勤手当の支給限度額を次のとおり引き上げるものである。

変更後	変更前
在来線運賃等相当額及び新幹線鉄道等の特別料金等相当額の合算額につき、月額十五万円	在来線運賃等相当額につき、月額五万五千円（新幹線鉄道等の特別料金等を負担することを常例とする者の通勤手当にあつては、新幹線鉄道等の特別料金等の二

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件を次のとおり緩和するものである。

変更後	変更前
一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合	一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合
一 新規採用され、当該採用直前の住居から通勤する場合	一 新規採用され、当該採用直前の住居から通勤する場合
三 一及び二の場合との均衡上必要があると認められるものである場合	二 一の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 通勤手当に關し必要な事項を区規則（現行 特別区人事委員会規則）で定めることとするほか、規定を整備するものである。

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

- 一 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に關する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行により、引用する関係法律の題名が改められること等に伴い、規定を整備するものである。 （令和八年四月一日施行）
- 二 建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行により、引用する条

項に項ずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区印鑑条例の一部を改正する条例

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行等に伴い、印鑑として登録できる事項に住民基本台帳に記載されている振り仮名を追加するとともに、登録された印影に係る印鑑登録原票の調製方法について、磁気ディスク（現行 紙）に変更するものである。 （公布の日から施行）

二 印鑑登録証を亡失した場合において、印鑑登録を廃止するときは、廃止手続における印鑑登録証の添付を省略するとともに、登録申請における本人確認に係る保証人要件の緩和等をするものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

一 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和七年内閣府令第八十号）の施行により、引用する関係法律の条項に項ずれが生じたことに伴い、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

二 改正する条例

（一） 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例

（二） 中央区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

(三) 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

(四) 中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

○ 中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十二号）の施行に伴い、乳幼児に対し母子保健法（昭和四十一年法律第二百四十一号）に基づく健康診査が行われた場合であつて、当該診査が利用開始時の健康診断等に相当すると認められるとときは、家庭的保育事業者等は当該診査の結果を把握することで、利用開始時の健康診断等を省略できるようするものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

一 次のとおり新たに駐輪場を設置するものである。

（区規則で定める日から施行）

名 称	位 置
中央区立八重洲一丁目地下駐輪場	東京都中央区八重洲一丁目六番一号

二 現に放置禁止区域内に自転車が放置されていることをもつて当該自転車を撤去できることを明確化するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区立公衆便所条例の一部を改正する条例

日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、区立海運橋際公衆便所を廃止する

ものである。

（区規則で定める日から施行）

○ 中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり幼稚園教育職員に支給する通勤手当の支給限度額の引上げ等をするものである。

（令和八年四月一日施行）

一 通勤手当の支給限度額を次のとおり引き上げるものである。

変更後	変更前
在来線運賃等相当額及び新幹線鉄道等の特別料金等相当額の合算額につき、月額十五万円	在来線運賃等相当額につき、月額五万五千円（新幹線鉄道等の特別料金等を負担することを常例とする者の通勤手当にあつては、新幹線鉄道等の特別料金等の二分の一相当額（上限 月額二万円）を合算した額）

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給要件を次のとおり緩和するものである。

変更後	変更前
一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合	一 勤務地の変更を伴う異動等に起因して通勤経路を変更し、当該異動等直前の住居から通勤する場合
二 新規採用され、当該採用直前の住居から通勤する場合	二 一の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 一及び二の場合との均衡上必要があると認められるものである場合

三 通勤手当に關し必要な事項を教育委員会規則（現行 特別区人事委員会規則）で定めることとす  
るものである。

△契約▽二件

○ 中央区役所本庁舎照明設備改修工事請負契約

・契約金額 四億六千四百二十万円

・契約の相手方 東京都中央区湊一丁目十四番十五号

大栄電氣株式会社

代表取締役 前場武志

○ 特別養護老人ホームマイホームはるみ等複合施設照明設備改修工事請負契約

・契約金額 四億四千四百四十万円

・契約の相手方 東京都中央区日本橋本町一丁目四番十二号

浅海電氣株式会社

東京本店

常務取締役本店長 蓮見志のぶ

△その他▽三件

○ 指定管理者の指定について

区立中央会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項及び中央区立中央会館条例（昭和四十八年十月中央区条例第二十一号）第十八条第三項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

中央区立中央会館

二 指定管理者となる団体

東京都中央区明石町二番一号

松屋グループ・オーエンス共同体（構成団体 株式会社アターブル松屋、株式会社シービ

ー ケー及び株式会社オーエンス）

代表者 株式会社アターブル松屋

代表取締役 寺 輪 佳 輝

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定について

区立総合スポーツセンター、区立浜町運動場及び区立月島スポーツプラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例（昭和四十二年三月中央区条例第四号）第十九条第三項、中央区立運動場等の管理運営に関する条例（昭和四十九年四月中央区条例第五号）第十六条第四項及び中央区立月島スボ

ツプラザ条例（平成二年十二月中央区条例第二十七号）第二十条第三項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

中央区立総合スポーツセンター

中央区立浜町運動場

中央区立月島スポーツプラザ

二 指定管理者となる団体

東京都品川区東品川四丁目十番一号

中央区スポーツ未来創造パートナーズ（構成団体 コナミスポーツ株式会社、イオンディライト株式会社及び伊藤忠アーバンコミュニケーションズ株式会社）

代表者 コナミスポーツ株式会社

代表取締役 室むろ田た健たけ志し

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十年三月三十一日まで

○ 指定管理者の指定について

区立月島運動場の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項及び中央区立運動場等の管理運営に関する条例第十六条第四項の規定により、議会の議決を求めるものである。

一 施設の名称

## 中央区立月島運動場

### 二 指定管理者となる団体

東京都中央区築地二丁目十四番三号N I T築地ビル

タフカ株式会社

代表取締役 田邊範樹

### 三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

△ 報告 一件

#### ○ 和解に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、次のとおり和解契約の締結を専決処分したので、地方自治法第百八十一条第二項の規定により議会に報告するものである。

#### 一 締結年月日

令和七年十月二十二日

#### 二 和解の内容

(一) 本区及び相手方は、本件事故に基づく物的損害について互いに賠償請求しないこととし、それぞれの損害は自らの負担とする。

(二) 本区及び相手方は、本区と相手方との間には本和解によるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(三) 相手方は、和解契約の締結後、十営業日以内に本件事故に係る損害賠償請求の訴えを取り下げる。

### 三 和解の相手方

東京都江戸川区北葛西二丁目七番四号

株式会社インパクト

代表取締役 磯野昭夫

### 四 事件の概要

令和五年九月二十日午後四時十分頃、東京都中央区日本橋浜町二丁目三十一番先において、和解の相手方の所有する車両が本区の管理する街路樹に接触し、当該車両と街路樹が損傷したことに関し、その損害賠償について和解したものである。

# 入札経過結果表

資料	3-2
----	-----

件名 中央区役所本庁舎照明設備改修工事

指名日時 令和 7年 9月 29日  
15時00分

開札日時 令和 7年 10月 27日  
10時00分

履行場所 中央区築地一丁目1番1号

番号	保証金	入札参加業者名	第1回入札金額	順位	第2回入札金額	順位	第3回入札金額	順位	摘要
1	免除	大栄電気株式会社	422,000,000 円	1					落札

種別: 電気工事

予定価格(税抜) 428,100,000 円  
調査基準額 306,800,000 円

照明設備 一式

住 所 東京都中央区湊一丁目14番15号

納(工)期 令和 9年 2月 26日 まで

契約金額 464,200,000 円

なお、本件は中央区議会において契約議案が可決された後、契約を締結する。

社 名 大栄電気株式会社

代表者(代理人) 前場 武志

# 入札経過結果表

資料

3-3

件名 特別養護老人ホームマイホームはるみ等複合施設照明設備改修工事

指名日時 令和 7年 9月 29日

15時00分

\_\_\_\_

開札日時 令和 7年 10月 27日

10時30分

履行場所 中央区晴海一丁目5番1号

番号	保証金	入札参加業者名	第1回入札金額	順位	第2回入札金額	順位	第3回入札金額	順位	摘要	種別: 電気工事
1	免除	浅海電気株式会社 東京本店	404,000,000 円	1					落札	予定価格(税抜) 409,100,000 円 調査基準額 293,700,000 円
										照明設備 一式

住所 東京都中央区日本橋本町一丁目4番12号

契約金額 444,400,000 円

納(工)期

社名 浅海電気株式会社

なお、本件は中央区議会において契約議案が

令和 9年 1月 29日 まで

代表者(代理人) 蓮見 志信

可決された後、契約を締結する。

## 指定管理者候補事業者の決定について

区立中央会館

公募期間及び選定日	候補事業者	選定委員会の構成 (○は委員長)	評価項目及び評価点 (300点満点)		所管
			項目	1位	
公募期間 令和7年6月9日 ～7月25日 選定日 令和7年9月22日	松屋グループ・オーエンス 共同体 代表団体：株式会社アーバル松屋 所在地：東京都中央区 明石町2番1号 構成団体：株式会社 シービーケー 株式会社 オーエンス	○神田 良 明治学院大学名誉教授 井上 孝 特定非営利活動法人東京都中央区中小企業 経営支援センター所属 中小企業診断士 桑原 洋一 利用者代表(京橋地域) 清水 貞男 利用者代表(日本橋地域) 滝浪 誠 利用者代表(月島地域) 濱田 徹 区民部長 平川 康行 地域振興課長	運営方針	14	区民部
			利用者サービス及び利用率の向上	56	
			施設の運営体制及び組織	32	
			実績及び経験等	20	
			運営経費及び収支計画	27	
			プレゼンテーション	49	
			財務状況	可	
			合 計	198	

(具体的な評価項目)

○一次審査 (230点満点)

1 運営方針 (20点)	3 施設の運営体制及び組織 (40点)
(1) 運営方針	(1) 安定的な雇用体制、法令順守、人員配置等
(2) 環境負荷低減への配慮	(2) 事故・災害・感染症その他緊急時の危機管理体制
(3) 個人情報の取扱い・情報管理	(3) 維持管理計画
2 利用者サービス及び利用率の向上 (95点)	4 実績及び経験等 (20点)
(1) 平等・公平な対応、苦情処理等の体制	(1) 施設の維持・管理経験
(2) 利用者ニーズの把握・サービスの向上	(2) ホール・宴会業務の運営経験
(3) サービス向上に向けた人材育成方針等	5 運営経費及び収支計画 (55点)
(4) 利用率向上策	(1) 経費縮減策、収入増の方策
(5) 地域コミュニティ活動を活性化させる提案	(2) 収支計画と提案内容のバランス
(6) 企画・提案内容の適切さ	(3) 指定管理料の評価
(7) 宴会業務等の企画・提案内容の適切さ、本来業務との連携	

○二次審査 (70点満点)

1 プrezentation (70点)
2 財務状況 (優・良・可・不可)

## 指定管理者候補事業者の決定について

区立総合スポーツセンター等体育施設（総合スポーツセンター、浜町運動場、月島スポーツプラザ）

申請期間及び選定日	候補事業者	選定委員会の構成（○は委員長）	評価項目及び評価点（300点満点）		所管
			項目	1位	
特命選定（※）に係る 申請期間 令和7年6月9日 ～7月25日 選定日 令和7年9月22日	中央区スポーツ未来創造 パートナーズ 代表団体：コナミスポーツ株式会社 所在地：東京都品川区 東品川四丁目10番1号 構成団体：イオンディライト株式会社 伊藤忠アーバンコミュニケーションズ株式会社	○神田 良 明治学院大学名誉教授 井上 孝 特定非営利活動法人東京都中央区中小企業 経営支援センター所属 中小企業診断士 桑原 洋一 利用者代表（京橋地域） 清水 貞男 利用者代表（日本橋地域） 滝浪 誠 利用者代表（月島地域） 小林 敦子 中央区スポーツ協会常任理事 濱田 徹 区民部長 石川 和男 スポーツ課長	運営方針	12	区民部
			利用者サービス及び利用率の向上	69	
			施設の運営体制及び組織	29	
			実績及び経験等	20	
			運営経費及び収支計画	29	
			プレゼンテーション	52	
			財務状況	可	
			合 計	211	

※区立総合スポーツセンター等体育施設の指定管理者については、総合スポーツセンターが大規模改修期間中であることに加え、日本橋中学校の体育授業等での利用も予定されていることから、利用者の安全性の確保及び効率的な施設運営に資するため、大規模改修工事と日本橋中学校浜町校舎期間が重なる令和8年度及び令和9年度の2年間について特命により選定を行った。

（具体的な評価項目）

○一次審査（230点満点）

1 運営方針（20点）	3 施設の運営体制及び組織（40点）
（1）運営方針 （2）環境負荷低減への配慮 （3）個人情報の取扱い・情報管理	（1）安定的な雇用体制、法令順守、人員配置等 （2）事故・災害・感染症その他緊急時の危機管理体制 （3）維持管理計画
2 利用者サービス及び利用率の向上（95点）	4 実績及び経験等（20点）
（1）平等・公平な対応、苦情処理等の体制 （2）利用者ニーズの把握・サービスの向上 （3）サービス向上に向けた人材育成方針等 （4）利用率向上策 （5）大規模改修を行う中での利用者への安全確保 （6）特殊事情（大規模改修・日本橋中学校の利用） （7）施設の設置目的に沿う区民のニーズに配慮した自主事業の企画・提案	スポーツ施設等の管理運営経験 5 運営経費及び収支計画（55点）
	（1）経費縮減策、収入増の方策 （2）収支計画と提案内容のバランス （3）指定管理料の評価
	○二次審査（70点満点）
	1 プrezentation（70点）
	2 財務状況（優・良・可・不可）

## 指定管理者候補事業者の決定について

区立月島運動場

公募期間及び選定日	候補事業者	選定委員会の構成 (○は委員長)	評価項目及び評価点 (300点満点)		所管
			項目	1位	
公募期間 令和7年6月9日 ～7月25日 選定日 令和7年9月22日	タフカ株式会社 所在地：東京都中央区 築地二丁目14番3号	○神田 良 明治学院大学名誉教授 井上 孝 特定非営利活動法人東京都中央区中小企業 経営支援センター所属 中小企業診断士 桑原 洋一 利用者代表(京橋地域) 清水 貞男 利用者代表(日本橋地域) 滝浪 誠 利用者代表(月島地域) 小林 敦子 中央区スポーツ協会常任理事 濱田 徹 区民部長 石川 和男 スポーツ課長	運営方針	12	区民部
			利用者サービス及び利用率の向上	71	
			施設の運営体制及び組織	26	
			実績及び経験等	20	
			運営経費及び収支計画	27	
			プレゼンテーション	58	
			財務状況	良	
			合 計	214	

(具体的な評価項目)

○一次審査 (230点満点)

1 運営方針 (20点)	3 施設の運営体制及び組織 (40点)
(1) 運営方針	(1) 安定的な雇用体制、法令順守、人員配置等
(2) 環境負荷低減への配慮	(2) 事故・災害・感染症その他緊急時の危機管理体制
(3) 個人情報の取扱い・情報管理	(3) 維持管理計画
2 利用者サービス及び利用率の向上 (95点)	4 実績及び経験等 (20点)
(1) 平等・公平な対応、苦情処理等の体制	運営場の管理運営経験
(2) 利用者ニーズの把握・サービスの向上	5 運営経費及び収支計画 (55点)
(3) サービス向上に向けた人材育成方針等	(1) 経費縮減策、収入増の方策
(4) 利用率向上策	(2) 収支計画と提案内容のバランス
(5) 利用者満足度向上を踏まえた雨天時の運動場整備	(3) 指定管理料の評価
(6) 熱中症予防対策が考えられた提案	
(7) 施設の設置目的と区民ニーズに配慮した提案	

○二次審査 (70点満点)

1 プrezentation (70点)
2 財務状況 (優・良・可・不可)